

鹿嶋市公用車等広告掲載に係る募集要項

1 目的

公用車の外装部の一部を広告場所として貸し出すことにより、地域経済の活性化を図るとともに、行政財産の有効活用による歳入の確保を目的とする。

2 概要

(1) 広告掲載対象車両・広告料等

広告番号	車名・車種	初度登録	主な走行先	稼働走行距離／半年(※)	広告掲載箇所	広告料
1	トヨタ・カローラツーリング	R6. 2	市外(水戸市など)	10,405km	車両後方 ドア側面 両側	1月当たり 4,000円
2	トヨタ・カローラ	R4. 3	市外(水戸市など)	10,811km		
3	トヨタ・プロボックス	R3. 11	市内	5,759km		
4	トヨタ・プロボックス	R3. 11	市内	4,084km		
5	ニッサン・ADバン	H29. 12	市内	3,397km		
6	トヨタ・プロボックス	H30. 8	市内	2,841km		
7	トヨタ・エスティマ	H29. 9	市内・市外	7,469km		
8	トヨタ・エスティマ	H29. 9	市内・市外	3,982km		
9	ダイハツ・ハイゼット(軽ワゴン)	H30. 8	市内	4,604km		
10	ダイハツ・ハイゼット(軽ワゴン)	H27. 5	市内	2,945km		
11	三菱・ミニキャブ(軽ワゴン)	H28. 5	市内	2,632km		
12	三菱・ミニキャブ(軽ワゴン)	H28. 5	市内	2,160km		
13	日野・メルファ (乗合バス)	H30. 11	市内・市外	5,812km	車両背面 左側	1月当たり 5,000円
14					車両背面 右側	1月当たり 5,000円
15					車両左側 面・前方	1月当たり 5,000円

1 6					車両左側 面・後方	1月当たり 5, 000円
1 7					車両右側 面・前方	1月当たり 5, 000円
1 8					車両右側 面・後方	1月当たり 5, 000円

※稼働走行距離については、令和7年4月1日から同年9月30日までの6か月の実績を記載。

【掲示の例】

○広告番号1～12の例



○広告番号13～18の例



(2) 広告の規格

ア 広告番号1～12：縦35cm×横50cm以内（横長）

イ 広告番号13～18：縦45cm×横65cm以内（横長）

(3) 掲載に当たっての留意事項

ア 広告の貼付方法は、粘着フィルム又はマグネット式とし、塗装による広告掲載は認めないものとする。

ただし、高速道路を走行する予定である車両（広告番号1, 2, 7, 8, 13～18）は、粘着フィルムに限定する。

- イ 広告の下部に、縦5cm×横25cm以上の大ささで「鹿嶋市広告」と記載する。
- ウ 広告の作成料や車両への貼付及び撤去作業は広告掲載者の負担とする。
- エ 広告料の納付が確認でき次第、貼付を許可するものとする。
- オ 1事業者当たりの広告数上限は、公用車にあっては10台まで、市バスにあっては2枚までとする。
- カ 公用車広告を掲載する者が市内の公共的団体である場合は、掲載料を無料とする。

(4) 支払方法

納付書払い

3 広告申込資格

個人・法人を問わず広告掲載を申し込むことができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載できないものとし、申込者は鹿嶋市広報広告掲載基準（平成21年告示第12号）に規定する条件を全て満たすものとする。

- (1) 公共の福祉に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の信用を失墜するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公用車広告にふさわしくないと認めるもの

4 申込方法及び決定

広告掲載の申込みは、先着順とする。

広告掲載の期間は、1か月単位とし、年度内の残月数を限度とする。

なお、期間には、広告の掲載及び撤去、公用車の定期検査等に要する期間を含むこととし、申込み期間が1か月に満たない場合であっても、1か月とする。

(1) 申込方法

次のアまたはイの方法により申し込むものとする。

なお、申込みに当たり、事前に掲載希望車両の状態等を確認することを推奨する。

その際は、総務課と協議し、日程等を調整すること。

ア オンライン（LoGo フォーム）で必要事項を記入の上、申し込む。

イ 申込書に必要事項を記入の上、総務課に提出する。

※掲載予定の広告素案を併せて提出すること。

(2) 受付期間

休日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分の間で、随時受付を行うものとする。

ただし、募集台数に達したときは、当該年度の受付を終了する。

(3) 広告掲載の決定

提出された書類に基づいて審査を行い、掲載内容が適当と認められるものの中から

広告掲載者を決定する。ただし、申込みが重複した場合は、以下のいずれかに該当する者から優先的に決定又は抽選を行うものとする。

ア 申込月数が多い申込者

イ 市内事業者

例) 希望車両・希望月が重なった場合の広告掲載者の決定方法

ア 申込月数3か月の申込者と申込月数1か月の申込者が重なった場合

⇒ 申込月数3か月の申込者を広告掲載者として決定

イ 申込月数3か月の市外申込者と申込月数1か月の市内申込者が重なった場合

⇒ 申込月数3か月の市外申込者を広告掲載者として決定

ウ 申込月数3か月の市内申込者と申込月数3か月の市内申込者が重なった場合

⇒ 抽選により1者を広告掲載者として決定

(4) 決定通知書の交付

「(3) 広告掲載の決定」後、市は鹿嶋市公用車広告(不)掲載決定通知書を交付する。

5 注意事項

(1) 広告(非)掲載の決定に対する異議申し立ては、受け付けません。

(2) 提出いただいた書類の返却はいたしません。

(3) 本要項や鹿嶋市広報広告掲載基準をよく御確認いただき、関係法令等に従ってください。

6 その他

募集要項に疑義が生じた場合は、総務課と協議すること。

7 問合せ先

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

鹿嶋市総務部総務課(鹿嶋市役所第1庁舎2階)

電話: 0299-82-2911

FAX: 0299-82-2934

メール: soumul@city.ibaraki-kashima.lg.jp